

石狩市公共交通支援事業補助金のお知らせ

エネルギー価格や物価高騰の影響を受けている乗合バス事業者、貸切バス事業者及びタクシー事業者等に対して、支援金を交付することにより、安定的な事業運営の継続を図るため、市内に路線又は営業所等を有する交通事業者の事業継続を支援いたします。

対 象

石狩市内に路線又は営業所等を有する道路運送法第3条及び第5条の規定に基づく一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定含む）を営む事業者並びに石狩市市内有償運送について市から事業委託を受けている事業者

補助金

- ・一般乗合旅客自動車運送事業（乗合バス） →1台につき 4万円
- ・一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス） →1台につき 4万円
- ・一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー） →1台につき 2万5千円
- ・市町村自家用有償旅客運送事業（デマンド交通） →1台につき 2万5千円

※申請上限台数は100台です。

申請開始時期・方法

【申請期間】 令和7年1月21日（火）から令和7年2月28日（金）まで

【申請方法】 原則、郵送により提出願います

申請書類

【申 請 書】 石狩市ホームページからダウンロードすることができます。

【添付書類】 申請書のほか、対象要件を満たすことが確認できる書類と振込口座確認書類が必要です

お申込み・お問い合わせ

石狩市企画政策部企画課交通担当

TEL : 0133-72-3193

FAX : 0133-74-5581

E-mail : ki-kotsu@city.ishikari.hokkaido.jp

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2